

# 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

松島町教育委員会

松島町は、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない地域であるが、学校再開においては、一人一人の行動変容や集団での感染防止対策が重要な状況には変わりなく、今後も十分に警戒を行い、感染症対策に万全を期していくことが大切なことから、下記のガイドラインを設定した。

なお、町内小中学校においても児童生徒数や学校施設の規模等を勘案した「新型コロナウイルス感染症関係学校再開ガイドライン」を作成している。

## 1 学校における感染症予防対策等について

### (1) 感染症対策について

#### ①学校にウイルスを持ち込まない

- 毎朝、検温を行い、家庭で体調管理をする。
- 体調が優れない時は、無理をしないで休む。
- 体調不良の家族がいる場合は、登校を慎重に判断する。

#### ②感染予防の徹底について

- マスクを正しく着用させる。
- こまめな手洗いを励行する。
- 学年毎にタイムテーブルをずらす等、密集が起きない工夫をする。
- 多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）を消毒する。
- 家庭においても感染拡大を予防する新しい生活様式を身につけるよう指導する。

### (2) 活動時の感染症予防対策について

#### ①登下校時について

- マスクをつけて登下校するとともに、咳エチケットを励行する。
- 周囲の人と1m～2mの距離をおいて移動する。
- 周囲の人との距離が近い時は、無駄な会話は控える。
- 学校に着いたら、手洗いしてから教室に入る。

#### ②授業時について

- マスクの着用が支障となる特別な学習活動を除き、マスクの着用を基本とする。
- 可能な限り常時換気を行う。
- 教室に入るときは、手洗いをする。
- 児童生徒の身体的距離を可能な限り確保（1m程度）するよう座席配置を行う（通常サイズの教室に児童生徒が40人程度入室しての教育活動も可とする）。

### ③休み時間について

- 外から教室に入る時やトイレの後、手洗いをする。
- トイレに入るときは、密集にならないようにする。
- むやみに周囲のものに触らない。

### ④給食について

- 給食の前後に手洗いをする。
- 配膳の時は、全員マスクを着用する。
- 食事は、対面にならないように、横並びでそれぞれ取り、会話を控える。

### ⑤毎日の清掃について

- 児童生徒が掃除を行う際は、換気のよい状況で、マスクを着用して行う。
- 掃除が終わった後に手洗いをする。

## 2 児童生徒や教職員が感染した場合等の対応について

### (1) 児童生徒の感染について

- ①令和2年4月21日付けス号外「新型コロナウイルス感染症予防対策と感染に係る対応等に係るチェックリストについて（送付）」に基づき、必要な情報の収集・整理を行う。
- ②令和2年4月1日付けス第30号「令和2年度当初の時期における学校活動の留意点等について（通知）」に基づき、校長からの報告をもとに、教育委員会を含む関係機関と相談の上、学級閉鎖や学年閉鎖について、その期間も含め決定する。

### (2) 職員の感染について

- ①令和2年4月13日付け総号外「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の対応等について（通知）」に基づき、感染が疑われる職員に対しては自宅待機を命じる等の適切な対応を行うとともに、令和2年4月13日付け教第28号「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員に対し自宅待機を命じた場合の職務に専念する義務の免除について（通知）」に従って、職務専念義務の免除や特別休暇の付与等の対応を行う。
- ②また、感染が疑われる児童生徒が発生した場合には、学校保健安全法第19条に基づき出席を停止させることができるので、保護者と相談の上で、感染予防を優先に対応する。

### (3) 児童生徒の欠席について

- ①保護者が感染リスク等について不安を感じ、児童生徒の欠席を希望した場合、出席停止として扱う。

### 3 年間指導計画の再検討について

#### (1) 「学びの保障」について

- ①長期休業の短縮、土曜日の授業などによる指導時間の確保と、学校行事の精選、指導内容の精選などによる指導内容の縮減、さらに、時間割の工夫や一部の単元・領域を家庭学習と課す等の指導上の工夫により対応することが考えられる。
- ②町内小中学校の実情に応じて、これらの対応を組み合わせしていくこととなるが、近く、文部科学省から「学びの保障」に関する通知がなされることが想定されるので、それを参考にしながら授業の組み立てを行う。

### 4 部活動について

#### (1) 学校再開後の部活動の実施について

- ①生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に変えるなどの工夫をする。
- ②部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ③体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
- ④練習試合及び県外遠征は引き続き行わないこととし、大会等への参加も当面見合わせる。
- ⑤部室を利用する際には、換気の徹底、短時間の利用、ローテーションによる使用などの感染対策を徹底する。